

村上市とイオンリテール株式会社との村上駅周辺まちづくり事業に係る 連携に関する協定書

村上市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社（以下「乙」という。）は、令和 6 年 12 月 10 日付で甲乙間において締結した「土地の寄附に係る契約書」第 10 条により地域貢献に向けた取り組みにおける連携協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲及び乙が村上駅周辺まちづくり事業の目的と意義を共有し協力関係を築くことにより、村上駅周辺まちづくり事業を推進し、活力ある地域社会の形成・発展及び市民サービスの向上に寄与することを目的とする。

（連携及び協力の内容）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携、協力するよう努めるものとする。

- （1）賑わいの創出に関すること。
- （2）市民サービスの向上や安全・安心な暮らしの実現に関すること。
- （3）地域活性化に関すること。
- （4）子育て支援に関すること。
- （5）乙の商業、まちづくりに関する知見の活用
- （6）乙の村上市内店舗との連携
- （7）その他、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

2 甲及び乙は、前項各号に規定する事項を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。また、具体的な連携、協力の内容については、甲乙協議の上その内容を定めるものとする。

（協定の見直し）

第 3 条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うことができるものとする。

（秘密保持）

第 4 条 甲及び乙は、本協定の履行に際し知り得た秘密情報について、事前に相手方から書面による同意を得ずに第三者に開示若しくは漏洩又は本協定の履行以外の目的に利用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に規定する義務を負うものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から書面による協定解除の申し出がないときは、その有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は、その都度誠意を持って協議し、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和6年12月10日

甲 新潟県村上市三之町1番1号

村上市

村上市長 高 橋 邦 芳

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イオンリテール株式会社

代表取締役 井 出 武 美